

～100%グループ内の法人間の現物分配の取扱いが変わります～

100%グループ内の法人間の現物配当

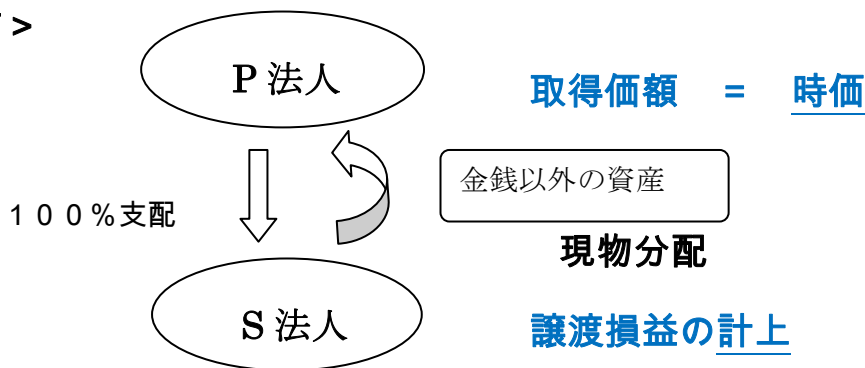
100%グループ内の内国法人間の現物分配(みなし配当を含みます)はその移転する資産を帳簿価額により譲渡したものとし、譲渡損益を計上しないこととされました。この場合、その現物分配については源泉徴収を行わないこととなります。

現物分配とは・・・

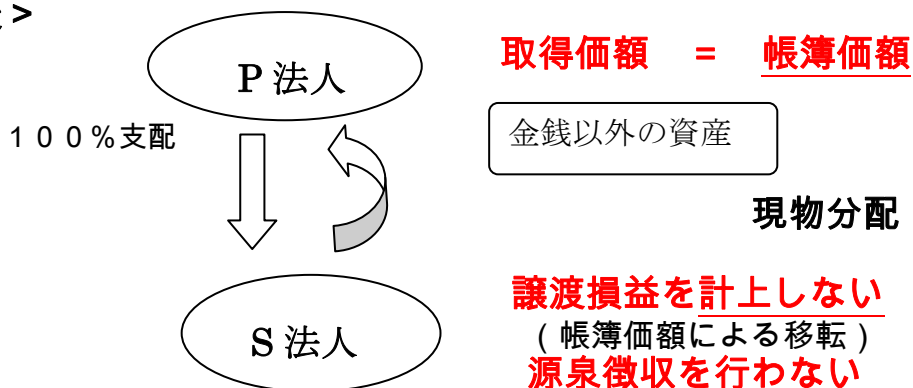
現物分配とは、法人がその株主等に対し、その法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいいます。

- ・ 剰余金の配当
- ・ 資本の払戻し又は解散による残余財産の分配
- ・ 自己株式の取得等

< 改正前 >



< 改正後 >



< 適用時期 >

上記の改正は、平成22年10月1日以後に現物分配が行われる場合について適用されます。